



「後納制度」での 保険料納付期限は 9月末

国民年金保険料は納期限を2年過ぎると時効により納めることができませんが、27年9月末までの期間に限り、過去10年以内の未納保険料を納めることが可能となっています。こ

の「後納制度」を利用することにより、将来受け取る年金額を増やしたり年金受給資格の確保につなげたりすることができま

せん。
過去2年以内の未納分はこれまでどおり後納制度を利用しなくても納付可能ですが、それ以前の保険料の納付を希望する場合は「後納制度」の利用申し込みが必要となり、後納保険料額は「当時の保険料＋加算金」となります。
なお、1か月分の後納保険料を納めることにより増額される老齢基礎年金額はおよそ一六二五円（年額）です。

付加保険料の納付で 年金額を増やせます

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料（平成27年度月額一万五千五百九十円）に加えて付加保険料（月額四百円）を納めるこ

とで、受給する年金額を増やせます。老齢基礎年金に上乗せされる付加年金の
年金額（年額）は「二百円×付加保険料納付月数」となっていますので、付加保険料を納めた分は老齢基礎年金受給開始から2年間でモトがとれる計算となります。
付加保険料は、役場保険健康課または年金事務所

で納付の申込みをされたうえで、申し込んだ月分からの納付となります。
なお、保険料の免除や納付猶予をされている期間や国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできませんのでご注意ください。

● 「付加保険料」に関する問い合わせ

役場保険健康課国保年金係
☎42-2111（内線201）

または

直方年金事務所
☎22-0891

● 「後納制度」に関する問い合わせ

「国民年金保険料専用ダイヤル」
☎0570-011-050
050から始まる電話でかける場合は
☎03-6731-2015

※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものをご用ください



65歳以上の公的年金等所得に係る住民税は「年金特別徴収」

公的年金などの所得に係る個人住民税（町民税・県民税）は原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。対象者は、翌年度以降の住民税も年金特別徴収が原則となります。

Q
疑問

公的年金からの特別徴収の対象者は？

A
答え

年金特別徴収の対象者は、平成27年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人です。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない人」「徴収される住民税が対象となる年金の額を超える人」などは対象になりません。また、年金特別徴収はご本人の希望による選択ができません。

Q
疑問

公的年金収入のほかに、給与所得と不動産所得があります。公的年金以外の所得に係る住民税も年金から特別徴収されるのですか？

A
答え

年金から特別徴収されるのは、公的年金などに係る個人住民税です。公的年金以外の所得に係る住民税は、給与からの特別徴収または普通徴収（納付書や口座振替）による納付となります。

Q
疑問

初めて年金特別徴収となります。納付方法はどのようになりますか？

A
答え

特別徴収を開始する最初の年度は、年税額の2分の1に相当する額を、第1期（6月）・第2期（8月）に普通徴収（納付書や口座振替）で納付します。残りの2分の1に相当する額は、10月・12月・2月の年金から特別徴収となります。

（例）平成27年度の年税額が6万円の場合

期（月）	普通徴収 （納付書または口座振替）		特別徴収（年金から天引き）		
	第1期(27年6月)	第2期(27年8月)	27年10月	27年12月	28年2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

■2年目以降の納付方法

4月・6月・8月は、前年度2月の税額と同額が徴収されます。（仮徴収）

10月・12月・2月は、残り3分の1ずつが徴収されます。（本徴収）

（例）平成28年度の年税額が9万円の場合（27年2月の年金から1万円が徴収されていた場合）

期（月）	特別徴収（年金から天引き）					
	仮徴収			本徴収		
	28年4月	28年6月	28年8月	28年10月	28年12月	29年2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※鞍手町から転出、死亡、年度の途中で徴収税額が変更になった場合などには、その年の特別徴収は中止となり普通徴収に変更となります。